

敦賀海上保安部長公示第2号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、和田港において、次のとおり航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により、公示する。

令和6年8月19日

敦賀海上保安部長

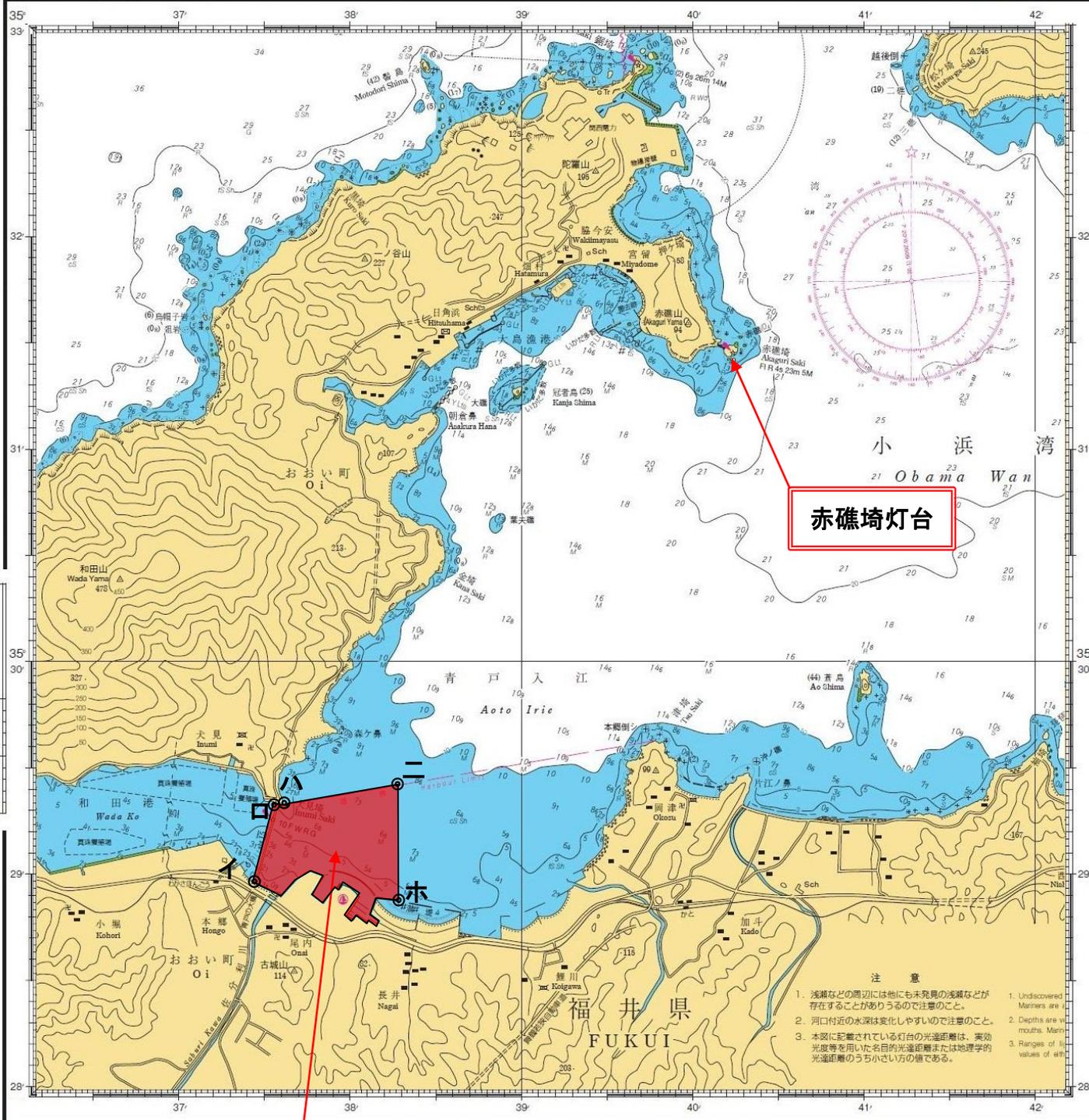
和田港内における航泊の禁止について

令和6年9月15日和田港内において、令和6年度若狭和田スーパー大火勢花火大会が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（当該港長が許可した船舶を除く）する。

記

1. 期間 令和6年9月15日 午後6時30分から午後8時15分の間
ただし、花火大会が中止となった場合、航泊禁止措置を取り消す。
2. 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び海岸に囲まれた水域（別図参照）
イ点 赤礁崎灯台から真方位223度6190メートルの地点
ロ点 赤礁崎灯台から真方位225度5680メートルの地点
ハ点 赤礁崎灯台から真方位225度5590メートルの地点（犬見崎）
ニ点 赤礁崎灯台から真方位218度4800メートルの地点（オレンジブイ）
ホ点 赤礁崎灯台から真方位212度5590メートルの地点（オレンジブイ）
3. 標識
上記二、ホ点にはオレンジブイの上に白色の灯火（2秒に1閃光）が設置される。
4. 警戒船
航泊禁止区域の外側には、警戒船が3隻配備されている。
警戒船には、赤色回転灯が掲げられている。

別図 航泊禁止海域



航泊禁止海域
 赤礁埼灯台から
 イ点 真方位223度6, 190メートル
 ロ点 真方位225度5, 680メートル
 ハ点 真方位225度5, 590メートル
 ニ点 真方位218度4, 800メートル
 ホ点 真方位212度5, 590メートル
 を順次結んだ海域及びその付近を囲んだ海域

- 注意
1. 浅瀬などの周辺には他にも未発見の浅瀬などが存在することがありうるので注意のこと。
 2. 河口付近の水深は変化しやすいので注意のこと。
 3. 本図に記載されている灯台の光達距離は、実効光度等を用いた名目的光達距離または地理学的光達距離のうち小さい方の値である。
- Undiscovered Miners are
 routes. Miners
 3. Ranges of li
 values of eff